

開放型病院運営規程

(目的)

第1条 この規程は、地域医療機関との連携を密にして、整形外科の専門医療をもって、地域医療の役割を担うことを目的とする。

(登録医)

第2条 登録可能な医師は、医療機関所在地が概ね2次医療圏内かつ病院長が了承した医師を登録医とする。

2 登録期間は1年間とする。

3 登録更新は毎年4月とし、以後特別な理由がない限り、自動更新とする。

(病床数)

第3条 開放型病床には、5床を充てる。

(共同診療)

第4条 登録医は紹介した入院患者を診察し、当院の主治医と連携のもとに共同指導ができる。

2 登録医が診療のために来院する時は、事前連絡を原則とし、対応窓口・時間等は以下のとおりとする。

対応窓口：地域連携室

対応時間：平日9時～17時迄 土曜日9時～12時迄

訪問時間：平日・土曜の他、休日・夜間・時間外診療も対応

3 登録医が診療を行った場合は、病棟内の入院患者診療録用紙へ記載もしくは画面入力すること。

(診療報酬)

第5条 共同指導にかかる報酬は、病院及び登録医が各々診療報酬請求をする。

2 開放型病院登録医が当院で手術を行う場合は、別途手術委託契約を設ける。

(運営管理)

第6条 当規程に定めのない事項及び運営上の疑義については病院長が諮り、これを解決するものとする。

付 則

平成31年2月 1日 制定